

2008年度大津市予算編成にあたっての政策要望

日本共産党大津市会議員団

| | | |
|------|------------------------------|----|
| はじめに | —住民とともに新しい政治の展望を— | 2 |
| (1) | 参議院選挙での国民の審判 | 2 |
| (2) | テロ特措法と消費税増税が大きな焦点に | 2 |
| (3) | 税金の集め方・使い方の転換を | 3 |
| (4) | 新幹線新駅を中止させてきた滋賀県民の力 | 3 |
| (5) | 財政困難を市民本位に打開する思いきった取り組みを | 4 |
| (6) | 市民生活の安定・自律的發展を保障する財政運営・予算編成を | 4 |
| 1. | 健康で安心できる医療・福祉の充実を | 5 |
| (1) | 社会保障としての国民健康保険の運営を | 5 |
| (2) | 負担増・差別医療の後期高齢者医療制度の中止・改善を | 5 |
| (3) | 地域医療の拠点としての市民病院の充実を | 6 |
| (4) | 高齢者いじめの路線を転換し、福祉・介護の充実を | 8 |
| (5) | 障害者の権利条約を生かした真の自立支援を | 10 |
| (6) | 一人一人の人間らしい暮らしを応援する生活保護制度へ | 11 |
| 2. | 次代を担う子どもがすくすくと育つ大津を | 12 |
| (1) | 安心して子どもを産み育てることのできる支援システムを | 12 |
| (2) | 子どもたちが安心できる地域の居場所づくりを | 14 |
| 3. | 子どもたちがのびのび育つ学校・地域づくりを | 14 |
| (1) | 一人一人の子どもを大切にすする憲法を生かす教育の推進を | 14 |
| (2) | 楽しく学校に通える教育環境・条件の整備を | 15 |
| (3) | 障害児教育の条件整備と充実を | 17 |
| (4) | 市民文化の向上や、芸術活動の発展へ積極的な支援を | 17 |
| 4. | 地域経済を支える地元業者の支援と再生を | 18 |
| (1) | 雇用の創出・拡大の取り組みを本格的に進めること | 18 |
| (2) | 地域経済の発展のために中小企業の振興を | 18 |
| (3) | 地域の公共財としての商店街の魅力ある発展を | 19 |
| (4) | 安全・安心な食料を地域で生産するために | 19 |
| 5. | ゴミ減量を進め、自然環境の保全を | 20 |
| (1) | リサイクル対策の推進で、抜本的なゴミ減量へ | 20 |
| (2) | 産業廃棄物処理に関わる諸問題について | 20 |
| (3) | びわ湖と環境保全のための効果的な規制・誘導策を | 21 |
| 6. | 安心して住み続けられるまちづくりを | 21 |
| (1) | 安心して暮らせる都市基盤の整備を | 21 |
| (2) | 歴史と景観を保全し、市民が主役の住みよいまちづくりを | 23 |
| (3) | 公営企業の良さを生かした水道・ガス事業の展開を | 23 |
| 7. | 大津市らしさを生かした住民本位の市政へ | 23 |
| (1) | 住民の声が通る明るい市政を | 23 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (2) 市民本位の行財政への見直しを | 25 |
| (3) 市民生活の安全を守る消防・防災体制の整備を | 26 |
| (4) 市民サービス向上へ支所・相談活動の充実を | 27 |

はじめに —住民とともに新しい政治の展望を—

(1) 参議院選挙での国民の審判

今年7月に行われた参議院選挙で、自民・公明が大敗をした原因は、閣僚の相次ぐ不祥事や宙に浮いた年金問題などが噴出したこともあるが、自民党政治の基本路線となってきた財界中心の弱肉強食の「構造改革路線」、教育基本法改悪や教科書検定で沖縄戦の事実をゆがめるなど「戦後レジーム」を否定し戦前に引き戻そうとする路線、そして、アメリカ言いなりに海外で戦争できる国づくりを進める「憲法改悪」の路線に対する国民的な審判が下されたことである。特に地方政治に関わっては、三位一体の改革の名で強行されてきた地方切り捨てに対して、従来自民党政治の支持基盤だった層も含めて、これにノーの審判を下したことは特徴的なことである。

福田内閣は、その顔ぶれから言っても安倍内閣を継承するものであり、かつての戦争を美化するなどの「タカ派」的な面は後退したが、構造改革路線やアメリカ言いなりのインド洋での給油継続、基地強化などの路線はいささかも変わっていない。国民的な批判の強さに高齢者医療費の負担の先送りを検討するとされているが、「お年寄りに優しい政治は選挙まで」などと揶揄される始末であり、このような従来の自民党政治の路線への根本的な反省なしには、次の総選挙でも国民的な審判が下されることとなるであろう。

同時に自民・公明政治の枠組みにノーの審判は下されたが、それに変わる新しい政治については、国民的な模索が行われており、今後、新たな政治の枠組みをどうするかが国政でも地方政治でも問われることになる。日本共産党は、国民本位の政治への転換のための建設的な提案を行ってがんばる決意である。

(2) テロ特措法と消費税増税が大きな焦点に

今、国政の熱い焦点となっているのは、一つはインド洋周辺での戦争支援の給油活動を継続するのかどうかという問題である。

何よりも、アフガニスタンやイラクの実情は戦争でテロはなくせないということであり、日本が給油した艦船から飛び立ったジェット機がアフガニスタンを爆撃し、罪のない市民を殺傷するという憲法違反の戦争支援を行ってきたこと、法に反してイラクでの作戦にも使われてきたことなどが明らかになっている。しかも、文民統制の基本である国会への報告も虚偽の報告だったことも浮かび上がっている。

今必要なことは、このような戦争支援をやめ、テロの温床となっている貧困や飢餓をなくし、教育の条件整備への支援などの憲法を生かした民生支援を行うことである。

もう一つの焦点は、消費税増税をめぐる議論である。

経済財政諮問会議が打ち出した国の財政見通しは、社会保障の削減を続けても成長率が低ければ、2011年に6.6兆円の歳入不足が生じ、2025年には31兆円もの不足が生じるとして、社会保障の削減か消費税の二桁増税かという二者択一を迫るものとなっている。しかし、この諮問会議へ民間委員として参加している日本経団連の御手洗会長などがあけすけに語ってきたように、消費税の増税は、さらなる法人税引き下げと引き換えに行おうとするものであり、財政見通しも、軍事費や公共事業費は経済成長

率と同率で拡大することを前提として、社会保障費だけをねらい打ちにして、その抑制・削減を合理化しようというものである。

財界が消費税増税に熱心なのは、大企業などは、すべて価格に転嫁することができ、一円も負担をしなくてもよい税金だからである。消費税はすべて最終消費者となる国民か、それを転嫁することができない中小小売店などが負担することとなる。

しかも消費税は所得の低いものほど税率が重い、逆進性の強い税金である。そのため、ヨーロッパなどでは、食料品非課税などの措置をとっており、このような税金を社会保障の財源とすることは、もったもふさわしくないものである。

消費税が導入されてから 18 年目となるが、この間国民は 188 兆円の消費税負担をしてきた。一方で、法人税などの減税・減収は 169 兆円と推計されている。結局消費税収のほとんどが、大企業などの法人税減収の穴埋めに使われてきたというのが実情である。このような諸点から見ても、消費税の増税は行うべきではない。

(3) 税金の集め方・使い方の転換を

そもそも日本の社会保障への公的支出は先、進諸国の中で最低（対 GDP 比でスウェーデンの 5 割、フランスの約 6 割）になっており、大企業の税と社会保障の負担もフランスやドイツの 7 割から 8 割という水準である。日本の社会保障給付費は、国内総生産（GDP）の 17.5%——イギリス（22.4%）、フランス（28.5%）、ドイツ（28.8%）、スウェーデン（29.5%）などよりも大きく立ち後れた水準にとどまっている。

政府は景気が回復してきたとして庶民への定率減税を廃止、3.3 兆円もの増税を押しつけてきたが、バブル経済の時の 2 倍近い経常利益を上げている大企業の法人税や金持ち減税はそのままに、今年度も減価償却の期間短縮で 7 千億円、株式等の課税特例継続で 1 兆円もの減税を続けている。

増税を検討するのであれば、負担能力に応じて、まずこのような大企業・大金持ち減税を 1990 年代初頭の水準にまで戻すべきであり、研究開発減税などの優遇税制の見直しも含め、約 5 兆円の財源を生み出すことができる。

また、歳出の削減については、政府はこの間社会保障の当然増を毎年 2,200 億円も削減し、この 6 年間で年間 1.4 兆円にもものぼる削減をしてきた。一方で、年間 5 兆円もの軍事費は聖域とし、アメリカ軍基地の移転整備に 3 兆円もの費用負担を行おうとしている。ムダなダム建設や道路建設なども行われており、諸外国と比べても異常な公共投資が改められていない。

これらを見直すことによって、国民生活を支えるための社会保障の充実をすることができるし、地方自治体への財源保障も行うことができる。

(4) 新幹線新駅を中止させてきた滋賀県民の力

国政での国民の審判にさきだって、滋賀県では県民の声が政治を動かし、びわ湖空港に続いて、新幹線新駅を中止に追い込んできた。3 年前の 8 万名近くのものぼる直接請求署名が世論を広げ、新駅凍結を掲げた嘉田県政の誕生、今年の県議会議員選挙での自民党の後退、栗東市の起債を違法とする住民訴訟の勝利など、地方自治における主権者としての県民の行動が県政の流れを変えてきたと言える。

大津市でも 4 年前の市長選挙で、新幹線新駅への負担が一つの争点となり、新駅の負担はしないと目片市政の誕生と、大津市の推進協議会からの脱退がこの流れを加速した。（その後の形を変えて 3 億円の建設費債務負担の予算計上という公約違反は免罪されるものではない。）

今必要なことは、このような県民・市民の世論に応える市民本位の政治を本格的に推進することである。その意味でも、これまで続けてきた市政のあり方を抜本的に見直す必要がある。特に、国や県言いなりに合併を進めたり、不要・不急の公共事業を推進するなどの事業のあり方を改める必要がある。

(5) 財政困難を市民本位に打開する思いきった取り組みを

地方分権に名を借りた「三位一体の改革」が進められてきた結果、各種国庫補助負担金の削減や3年間で102億円にもものぼる地方交付税の削減などによって、大津市財政は大きな困難に直面している。

現在国の方針に従って、行財政構造改革に続いて新行革プランが進められているが、従来型の公共料金の引き下げや単独福祉事業などの切り下げに加えて、これを機にニューパブリックマネジメントの考え方に基づく自治体の変質も進められようとしている。

能力主義・成果主義をいっそう激しくする公務員制度改革、現業部門の民間委託からさらに指定管理制度のいっそうの拡大など、小さな政府論とその延長にある企画調整機能への特化、基本的人権保障という自治体の役割を後退させる「新たな公」論に基づく事業者・住民との協働など、自治体が自治体でなくなる危険が指摘されているものである。

一方で、自治体経営論に基づく地域間競争と称して、形を変えて企業立地競争が行われたり、産業インフラ整備という名目で、公共事業への財政出動が合理化されるなどの傾向も現れている。

新たな大企業奉仕・公共事業のムダ使いは行うべきではない。

(6) 市民生活の安定・自律的発展を保障する財政運営・予算編成を

今、大津市政に必要なことは、引き続き困難に直面している市民生活を支える確固とした施策を打ち出すことである。

この間の構造改革路線は、市民の中に深刻な分断と排除を生み出している。高すぎる国民健康保険料や介護保険料を払えない世帯は、保険証取り上げという形で制度から排除される。同時に最低生活を削って、やっと保険料を負担できても利用料負担ができなければ、必要とする医療や介護を受けることができない。これを利用できるのは両方の負担ができる層に限られており、これら保険制度が所得再配分の一部を担う社会保障制度にもかかわらず、逆方向への所得の移転をもたらすという「逆立ち」した制度へと転化している。

この大もとには、国の制度改悪という問題があるが、このような間違っただけの改善を国に強く要求するとともに、市として可能なあらゆる手段で、基本的人権保障を基本として社会的再統合を目指す財政運営に切り替えるべきである。

命と健康を守る医療保障やハンディキャップのある人たちが通常の生活を送るための住居や介護サービスの保障、生活困難者への支援や公租・公課の合理的な見直し（減免制度の充実）、などを進めるべきである。

また、次の大津市を担う子どもたちの健全な成長を保障するためにも、格差や貧困の再生産を断ち切るためにも、とりわけ子育てや教育に重点を置いた施策の展開を図るべきである。

保育所の待機児童の解消へさらに力を入れるとともに、妊産婦健診の拡充や子育て支援のネットワーク整備などをさらに進めていく必要がある。

学校施設の耐震化はとりわけ多額の費用を必要とする事業でもあり、急を要する事業でもある。庁舎の移転新築には整備基金を設けて準備するが、学校施設については場当たりの対応ということでは、市民の理解を得ることはできない。

地域経済の活性化とまちづくりの面では、外部からの呼び込み型の経済から自律的発展の基盤を強化するべきである。たとえば住宅リフォーム制度などのように、少額の財政出動で多額の経済効果を上げる誘導策などをさらに研究・検討する必要がある。

景観問題でも、湖岸周辺のマンション建設などが、長期的に見れば旧市街地などからの景観とその魅力を破壊している現状からも、たとえば湖岸から 100 メートル程度の範囲は建物の高さを 15 メートル以内とするなど積極的に規制を強め、将来の発展への基礎を築いていくべきである。

以上のような観点から、以下各分野の政策要望を提出する。

1. 健康で安心できる医療・福祉の充実を

(1) 社会保障としての国民健康保険の運営を

①高すぎる国民健康保険料の引き下げ、軽減を

市の国保料は一人平均 9 万円となっており、所得の低い世帯が多数を占める国民健康保険加入者に重い負担となっている。

国保料を一人 1 万円引き下げること。当面、1 世帯 1 万円引き下げること。その財源として、8 億円を超える基金を計画的に取り崩すとともに、一般会計からの独自の繰り入れを行うこと。

昨年度の滞納世帯は約 7500 世帯、6 億 6 千万円の滞納となっているが、所得 100 万円までの世帯が件数で 55.9%、金額で 25%を占めている。このことは低所得者に重い国保料負担となっていることを示しており、生活保護基準の 1.2 倍など、合理的な基準を設けて、低所得者に対する保険料の減免を行うべきである。

②保険証の取り上げとなる資格証の発行をやめ、短期証も郵送交付を行うこと

1 年以上の長期未納者に対する資格証の発行は 24 世帯、短期証の発行は 2754 世帯（いずれも 06 年度末）となっており、5 年前と比べて資格証で 3 倍に、短期証で 1.6 倍に増加している。健康に暮らす権利は基本的人権であり、最低生活費を削り込むような保険料賦課は本来人権侵害であり、その上滞納を理由として医療からも排除する保険証の取り上げは二重の意味での人権侵害と言わなければならない。

短期証も、一定の滞納金額を納めたり、納付誓約をしなければ受け取ることができないという意味では、医療からの排除という点で共通の問題点を抱えている。これらの制度の改善を図るべきである。

③安心して医療を受けられるよう窓口負担の減免を

最近の医療改悪による窓口負担の増大は、低所得者にとって、さらに医療機関を遠ざけるものとなっている。所得によって医療を受ける権利を制限することは許されない。

国民健康保険法第 44 条に明記されている窓口減免を実施すること。そのための申請用紙を各医療機関に配置するなど周知徹底を行うとともに、被保険者にも知らせること。

(2) 負担増・差別医療の後期高齢者医療制度の中止・改善を

①後期高齢者医療制度の中止を国に働きかけること

後期高齢者医療制度はこれまで繰り返し医療費負担を増やしてきた高齢者に、さらに過酷な負担を押しつけるものとなっている。試算を行った自治体では、平均保険料が 9 万円、10 万円など、現在の国保料負担をさらに上回ることは確実と見られている。しかもこの制度では、保険料を払えないものは保険

証の取り上げが規定されており、現在国保で、高齢者や有病者などの保険証取り上げを禁じていることから考えても、生存権すら否定する暴挙と言わなければならない。

また、受けられる医療も定額報酬制度を持ち込むなど、必要十分な医療を受けられなくする差別的な医療を持ち込むものとなっている。これは世界でも類を見ない高齢者差別の制度であり、このような欠陥を持つ後期高齢者医療制度は中止・凍結をするよう国に働きかけるべきである。

②広域連合として必要な改善を図ること

政府がこの制度を来年4月に強行する場合には、高齢者の負担を増やさないうる県・市で連携・共同して必要な手立てを講じるべきである。特に低所得者に対しては、保険料の減免措置を設け、払えない世帯に対する保険証の取り上げは行わないこと。

③高齢者の負担増等を中止すること

来年4月から、70歳から74歳の高齢者の医療費負担が1割から2割へ、2倍に引き上げられるが、このような負担増も年金を支えに生活する高齢者にとって、耐えがたい痛みを押しつけるものである。

また、65歳からの高齢者の国民健康保険料の年金天引きも、低年金者の生活を切り縮めるものであり、実施すべきではない。

④健診制度の改悪をやめ、後期高齢者についても健康診査を実施すること

来年から、従来の生活習慣病健診が特定健診に改悪されようとしているが、そもそも疾病の早期発見・早期治療を目的としてきた健診制度を大きく変質させ、メタボリック健診など、病気の原因を自己責任に押しつけ、公的責任を大きく後退させるものである。

同時に、健診の受診率やメタボリックの削減率などに連動させて、国の医療費負担を削減することで、医療費削減競争を自治体に押しつけようとするやり方は、医療保障制度のおおもとを崩すものであり、中止すべきである。

特に、後期高齢者については、その特定健診すら自治体の任意事業とするなど、希望しても検診を受けられないおそれもあり、後期高齢者の健康に対する不安をますます大きくするとともに、高齢者の生きる意欲を奪うものともなりかねない。これら改悪の中止を国に求めるとともに、市としての改善を図ること。

(3) 地域医療の拠点としての市民病院の充実を

①連続する医療改悪から国民を守るために

日本は、医療費(31兆円)がGDP(国内総生産)に占める割合は7.9%とOECD諸国の中で平均以下となっている(02年)。しかも06年診療報酬改定ではマイナス3.16%、国負担分2,390億円(診療報酬で約1兆円)が削減され、市民病院も大幅な収入減となるなど、今後の健全経営の見通しも大変厳しいものとなっている。

政府は今後さらに都道府県単位で医療費削減を競わせる仕組みづくりを進めようとしており、自治体によって受けられる医療が違ってくる、あるいは混合診療の解禁で、国民皆保険のもとの、公平な医療を解体する方向も打ち出している。

このような医療制度の改悪に対して、住民の生命と健康を守る自治体病院として、はっきりと反対するべきである。

また、大津市では現在でも不足している療養病床を全国 23 万床も削減しようとしているが、医療を必要としながら、行き先のない高齢者が多数生み出されることになるこのような削減を中止するよう国に働きかけること。

また、リハビリの制限については、対象疾患や必要のあるものについての見直しが行われたが、患者の必要に応じて十分なリハビリを保障するものとなっていない。リハビリ日数制限の全面撤回と制度の再構築を図るべきである。

②地域に欠かせない公的病院として市の独自の支援強化を

昨年度までの5年間にわたる経営健全化措置に基づく取り組みによって累積欠損は基本的に解消されたが、国の診療報酬引き下げや医師不足の問題などにより、市民病院の経営は引き続き困難が予想される。

公営企業会計の全部適用が方針とされているが、病院経営圧迫の大きな原因となっている施設建設の元利償還への一般会計繰り入れをさらに増やすなど、独自の支援を強めること。

基準看護体制の見直しによる報酬の確保や先進機器の導入による医療の質の向上などの工夫も行われているが、これらの機能強化のための費用についても、一定の繰り入れを行って、病院機能の向上を図ること。

看護師養成に大きな役割を果たしている附属看護学校への繰り入れを元に戻すなど、市民の命と健康を守る地域の中核的な病院として発展できるよう財政支援を行うこと。

③患者負担の軽減・サービスの向上の取り組みを

市民病院では赤字解消の一環として、初診料や妊産婦検診料、個室料や遺体処置料の値上げなどが相次いで行われてきた。医療費本体の自己負担の増大とともに、これらの負担増が健康に不安を抱える市民にとりわけ大きな痛みとなっている。治療方針としての個室料の徴収はしないよう徹底するとともに、当面、これ以上の値上げは凍結すること。

また、大きな負担となっている薬剤費については、患者負担の軽減、患者本位の治療・投薬を行うために、ジェネリック薬剤への切り替えを病院あげて行うとともに、病診連携の中でも普及への取り組みを強めること。

また、整形などで使用する補装具などについても、一時的に使用するものについては、レンタル制度を導入するなど、負担軽減のための改善を図ること。

入院の短期化や他の地域医療機関や介護との連携、福祉的ニーズを伴う患者への対応など地域医療課が果たすべき役割はますます大きくなっている。このような機能を十分果たすためのMSW(医療ソーシャルワーカー)などの体制を充実させるべきである。

特に、小児科診療体制の充実や女性外来の設置など診療体制の充実を図ること。

④医師不足・看護師不足の解消へ条件整備を

大津市民病院のいくつかの診療科では、過重負担による長時間勤務の問題が起こっており、医師不足の解消は大津市民病院でも焦眉の課題となっている。また、県下でも産科や小児科などの医師不足が地

域医療の崩壊を招いている。

これは医療費適正化と称して、閣議決定まで行って大学医学部定員の削減が行われてきたためである。その結果日本の臨床医数は人口 10 万人あたりで 200 人（アメリカ：240 人、ドイツ：340 人、イタリア：420 人）、OECD 加盟 30 か国中 27 位と立ち遅れ、深刻な医師不足が引き起こされてきた。ところが、厚労省は「偏在が問題」だと言って対応を怠っている。世論に押されて 10 大学の定員を 5～15 人増やすとしているが、あくまで将来の前倒しであって、抜本的な医師不足の解消に役立つものとはなっていない。

国に対して大学医学部の定員を抜本的に増やして医師不足の解消に真剣に取り組むこと、小児科や産婦人科などの診療報酬を引き上げて、これらの診療科の維持・増設を図り十分な医療が提供できるように強く求めるべきである。

同時に、看護師不足も大きな問題である。看護師の養成や働き続けることができるように、市民病院の看護学校での修学資金の貸付制度を復活することや、院内保育所への助成充実など積極的な対策を進めること。

医療事故根絶のために、多忙化の解消を図り、研修制度の充実などを図ること。また、医療事故の原因を客観的に究明する第三者機関、幅広い医療事故に対応する無過失補償制度の創設を求めること。

(4) 高齢者いじめの路線を転換し、福祉・介護の充実を

①必要とする人に必要な介護の保障を

昨年の制度改悪以降、それまで受けられていた介護サービスが切り下げられた人が多く生まれた。介護用ベッドへの市独自の補助は一步前進といえるが、「デイサービスの回数が減った。」「家事援助サービスの時間や回数が減らされた」など必要とする人が必要な介護を受けられない状況が起こっている。

これらは、軽度者への介護を制限するとともに、介護報酬の引き下げなどが行われたためである。相次ぐ報酬の引き下げは、小規模の介護事業者の経営を困難に追い込み、介護に携わる労働者の条件切り下げ、ひいては必要な人材確保にも支障が生じている。

軽度の介護者への利用規制をやめ、診療報酬を実情に見合ったものに改定するよう国に求めること。

また、現状を改善するために、他の要支援対象者に対しても、市の独自制度の創設・適用などを図ること。

介護保険の運用面で、同居の家族がいる場合に、訪問介護が受けにくくなるなどの制約が行われているが、介護を社会全体で支えるという介護保険制度の趣旨にも反することであり、介護保険の利用に制限を加えないよう事業運営を行うこと。

②介護保険料・利用料の負担軽減を

介護保険料が昨年 16%も値上げされたが、同時に老年者控除の廃止や年金課税の強化で住民税非課税だった人が課税となり、大幅な増税で介護保険料も連動して負担増となった高齢者も多い。

このような介護保険のルール以外の部分で負担増となったものについて減免する制度を創設すること。

また、住民税非課税世帯などにとって負担しきれない介護保険料の減免制度の充実を行うこと。

特に、生活保護基準以下の世帯は免除とすること。

介護保険制度が発足して7年になるが、いまだに家族の介護負担を苦しめた心中事件などが後を絶たない。また、十分な介護が受けられないまま孤独死するケースも発生している。1割の利用料負担が重すぎるために、利用をためらう人も多い。

安心して介護サービスを利用できるよう利用料についても生活実態に応じた減免制度を創設すること。

2005年から導入されたホテルコストの負担の問題では、個室の利用料が高いために施設をやめざるを得ない人がいたり、比較的安い大部屋を希望する人が殺到して、いつまで待っても入所できない人が増えている。福祉サービスの利用にこのような格差を持ち込むことは許されない。

ホテルコストを保険給付対象に戻すこと。

この部分への公的支援を強めるよう国に求めるとともに、市としての独自の支援を行うこと。

③地域で暮らしを支える地域包括支援センターの充実を

大津市は今年度から地域包括支援センターを3か所から7か所へと増設し、高齢者の生活を地域で支える大きな役割を發揮している。

地域包括支援センターは、高齢者の地域での包括的支援を行うこととされており、要支援者のケアマネジメント、総合的な相談事業、権利擁護支援活動、包括的・継続的支援マネジメントなどの事業を行うこととされているが、これらの機能發揮のため、現在民間事業者からの派遣で行われている社会福祉士・ケアマネージャーなどの独自の人材の確保を進める必要がある。

また、現在の報酬単価では、十分な支援活動を保障することができないので、介護報酬の改善を国に求めるとともに、直営での運営を堅持すること。

さらに、厚生労働省が目安としている中学校区に1か所という基準から言えば、増設が必要となるが、計画的な整備を検討すること。

特に、最近不当な訪問販売やリフォーム詐欺、振り込め詐欺などの被害防止のため、成年後見制度を使いやすいものとするため、市としての支援を充実させること。

④特別養護老人ホームなど介護基盤の整備を進めること

特別養護老人ホームの待機者はすでに1500人を超えており、公的保険制度を掲げながら、必要な施設介護などが保障されない現状は一刻も早く改める必要がある。

国による療養型病床群の削減、施設整備交付金の改悪などの問題はあがあるが、特別養護老人ホーム・小規模多機能施設などの介護基盤の整備を推進することが重要になっている。

なお、国による「地域介護・福祉空間整備交付金」は、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）にも使えることとされており、介護保険外でのこのような居住・通所の施設づくりも検討すべきである。

⑤介護保険利用者への「障害者控除認定書」発行の拡充を

先にも述べたように、高齢者の税負担が増えているもとの、収入は増えていないのに、税や介護保険料が引き上げられるという問題が起こっている。

このような税負担を少しでも軽くすることができるのが、障害者控除を受けるための認定書の発行である。大津市による要介護認定者に対する「障害者控除認定書」の発行件数は、その対象者の2%にもみまない状況である。

要介護者と家族への周知徹底を図り、各支所や介護事業所などに申請書を置くなど利用しやすい制度とすることが必要である。

⑥高齢者無料パス制度の創設を

近畿の県庁所在都市・中核市のほとんどが実施している高齢者の無料パス制度を実施すること。

高齢者の生き甲斐を応援し、健康を増進するだけでなく、公共交通の活性化、公共施設利用の促進など総合的な効果をもたらすものとして検討を行うこと。

(5) 障害者の権利条約を生かした真の自立支援を

①権利条約に反する「自立支援法」の抜本的な見直しを

昨年12月国連で成立した障害者の権利条約は、1975年の障害者の権利宣言、それに続く完全参加と平等を掲げた「国際障害者年」やその後のアジア太平洋障害者の10年、さらにそれを受けて大津で行われたミレニアムサミットなど、一連の障害者の権利確立のための国際的な努力の中で実効性のある措置として実現をみたものである。

日本もこの条約に署名をしたが、早期の批准とそれに基づく国内法の見直し、整備を早急に行うことが求められている。特に、障害者自立支援法は、応益負担によって必要な福祉・介護サービスから障害者を排除したり、家族介護を前提として、施設整備などが大きく立ち遅れている現状などは、条約の検証に耐えられるものではなく、早急な改善を求めるべきである。

また、大津市として策定をしている障害者福祉計画についてもこの観点から充実させるべきである。

②障害者自立支援法の弊害を取り除く

昨年施行された自立支援法は、障害種別の枠を越えて福祉サービスの提供を行うとしたことや複雑だった施設体系を整理し、小規模共同作業所なども認可事業者として認められるなどの積極面もある。

しかし、法が施行されて以来、福祉サービスの利用が減少している。生活を支えるために必要なサービスを利用すれば、原則1割の応益負担が必要となり、それが障害者や家族にとって過酷なものとなっていることがその原因である。

県下では、将来を悲観した親子の心中事件が起きるなど、障害者や家族にとっての負担はきわめて深刻なものと言わなければならない。国はあまりの影響の大きさに3年間の特別対策を行うこととなったが、応益負担の原則については改善しようとしていない。

応益負担の撤回を国に求めるとともに、当初県と市で独自支援を検討していたのであるから、可能な支援、東近江市などのような通所自己負担への公費全額助成を実施するべきである。

③地域で自立して生活できる障害者支援施設の整備・充実を

施設や事業所の日額報酬による報酬切り下げが、人材確保やサービスの質の低下など深刻な影響を与えている。この点での公的支援も9割保障の国の水準を改めることと合わせ、大津市独自での支援を行うことが求められている。

遅れている北部生活施設の建設を急ぎ、障害者や関係者の要望を反映したものとすること。また、遅

れている精神障害者や身体障害者の施設整備を進めること。

現在、定員がいっぱいとなっているやまびこ園、療育を必要とする児童がすぐに受けられるよう大津市南部に第二やまびこ園を開設すること。

障害者の作業所等に対して、大津市の関連事業で作業所などへの委託を増やすなど、仕事の確保を進めること。

障害者の移動や自立した生活の保障となる移動支援事業・ガソリンタクシーチケットなど独自施策の継続と充実を図ること。

④グループホーム・ケアホーム設置に用地提供や公営住宅の提供を

障害者が自立した生活を営んでいくために、障害者グループホームやケアホームの充実は不可欠である。

設置促進のために、公共用地の提供をはじめ公営住宅の利用促進など特別の手立てを講じて取り組むべきである。

(6) 一人一人の人間らしい暮らしを応援する生活保護制度へ

①申請権の保障など市民の立場に立った生活保護行政を

生活保護の相談があっても申請を受け付けない、現に保護を受給している人に辞退を強要するなど、連続して餓死者を出している北九州市の生活保護行政に対して、弁護士などを中心とする対策会議が福祉事務所長を告発するなど、生活保護のあり方を問い直す動きが広がっている。

大津市の生活保護行政は、民間団体などとも連携してホームレスの自立支援活動などに取り組み、一定の役割を果たしてきたが、保護申請時の相談の中で、「兄弟や子どもの扶養を求めること」「別れた夫の養育費を請求してから」など、本来申請後の調査で確認すべきことを理由として、申請がすぐに受け付けられないなどの状況もある。

また、生活保護を受給していることが悪いことのようにケースワーカーに言われるなどの苦情も寄せられている。

生活保護行政のあり方が問われているこの機会に、国がこれまで進めてきた「行き過ぎた適正化」を是正し、市民の申請権を保障した対応や、被保護者の人権を尊重した対応を求めるものである。

また、そのためにも、ケースワーカーの労働条件の改善や研修体制の強化、全庁的な貧困問題の解決への取り組みなどを強化すること。

②生活保護の制度改悪を中止することについて

国は、16歳以上の母子加算の廃止に続いて15歳以下の母子加算の廃止を進めている。全国的に見ても、母子家庭の約8割が仕事を持っているにもかかわらず、正規雇用につけないために、2つ3つの仕事をかけ持ちで働いても、十分な収入を得ることができない実情がある。

そのような中で、母子加算の廃止が行われれば、保護受給の基準が引き下げられれば、保護を適用されない世帯が増えることになる。このような国の制度改悪に反対するとともに、高齢者加算なども復活するよう働きかけるべきである。

また、今年4月からはじまったリバースモーゲージ制度の導入とその具体化については、高齢者の生活保護を受ける権利を制限するものとならないよう、本人の意向を尊重した対応とすべきである。

また、この制度に伴うリスク、たとえば金利の上昇や地価の下落、本人の長生きなどによる売却損などについて、本人に不利益とならないよう、慎重な検討を行うよう求めるものである。

なお、全国市長会などの新たなセーフティネットの提案については、生活保護制度を国の統一的な制度として国庫負担を堅持して運営するという点については理解できる点もあるが、「適正化」という名目で、生活保護の受給期間を生涯にわたって5年限りとすることや、高齢者へのケースワークを行わないことなど、生存権保障を弱めることについては、問題があるものであり、賛成することはできない。

③ホームレス自立支援対策を強化する

ホームレスの自立支援法ができて5年たつが、実態調査や生活保護の適用、就労支援など部分的な対応は行われているものの、抜本的な解決に向けての取り組みは依然として立ち遅れている。

大津市でも、生活保護の適用などによる自立への取り組みが前進してきたが、法に基づく自立支援計画の策定、住所用件を保護適用の条件としないことや、一時保護のための施設整備、就労支援の相談体制の強化などの残された課題解決のための取り組みを強めるべきである。

④貧困問題解決への本格的な取り組みを

安全で安心な地域社会をつくっていくためにも、今日の貧困問題の解決は、重要な意味を持っている。

公共料金や税の滞納などに現れる多重債務者への解決を支援する庁内外のネットワークをつくることや相談窓口の設置、支援をする職員の資質向上など、多重債務と生活再建への支援を強化する必要がある。

あわせて、市民の生活再建や自立支援のための無利子・無担保の生活資金の貸し付けなど、現在の社協で行っている制度を抜本的に改善して、誰もが使いやすい制度として実施すること。

2. 次代を担う子どもがすくすくと育つ大津を

(1) 安心して子どもを産み育てることのできる支援システムを

①妊産婦無料健診券を拡充し、子どもの医療費無料化の拡充を

安心して出産できるように、妊産婦無料健診券を早急に7枚まで拡充、以後計画的にすべての健診に適用するよう改善すること。

県下の乳児の死亡率が依然として高率となっているが、公的病院のネットワークを強めて、周産期医療、新生児・乳児医療の充実を図ること。

子育て中の若い世代の不安定な雇用、増税・社会保障切り捨ての中で、出産費用、子どもの医療費、保育料など、子育て世代の家庭における経済的負担は年々大きくなっている。

大津市は県に先駆けて、就学前まで医療費助成の対象を広げてきたが、子どもの医療費助成を完全無料化し、さらに中学校卒業までを目指して、対象年齢の引き上げを図ること。

また、全国の自治体での取り組みが広がっていることから、国の施策として子どもの医療費無料化を実施するよう要望すること。

②保育所待機児童解消および保育条件の整備を

大津市では、人口あたりの保育園設置数が他市と比べても少ない実態から、毎年保育園定数を拡大しているにもかかわらず、年度途中には約 200 人に達する待機児童が発生している。現在の保育園でも、公立で約 200 人、民間で約 600 人の定数外保育を実施している現状からも、次世代育成支援行動計画を抜本的に見直し、公立保育園の建設をはじめ、保育所整備を計画的に進め、すし詰め保育、待機児童の解消に努める必要がある。

一時保育、休日保育、病児保育、障害児保育など、多様化する保育ニーズに対応し、一人ひとりの子どもの健やかな発達を保障するための適切な保育環境を確保すること。

保育園の老朽化施設の計画的な整備と耐震化を早急に進めること。

大津市の保育園の保育料は、近畿の県庁所在地では京都市に次いで 2 番目に高い保育料である。

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、大津市としても保育所運営費を増やし、保育料を引き下げること。

③児童クラブの施設、保育条件の整備を

子どもたちの遊びと生活の場にふさわしい施設と設備の大津市独自の最低基準を明確にすること。

狭隘化、老朽化が進む施設や男女共用のトイレなど、計画的な施設の整備・改修を行うこと。

特に子どもや指導員に負担を強いる大規模児童クラブは、国の放課後児童クラブガイドラインに基づき、71 人以上の児童クラブについては、早急に分離などについての施設整備を検討すること。

また指導員の労働条件の改善は急務であり、正規職員化を展望しながら、指導員独自の給与体系をつくり、指導員が安定的身分で、安心して働き続けられるよう検討を進めること。

指導員の定期的な研究・研修を行い、指導員の資質向上に努めること。

この点からも、保育内容を切り下げる容易な民間委託は行わないこと。

児童クラブの保育料は一律 1 万円。それと別途おやつ代という負担は、子育て世帯にとって重い負担となっている。

保育料の引き下げと収入に応じた減免制度の充実を行うこと。

民営時代の運営費補助のために徴収していた登録料は、廃止すること。

④一人親家庭に対する子育て支援の充実を

母子家庭、父子家庭など一人親で子育てしている家庭にとって、経済的負担に加えて、精神的にも負担が大きくなっている。現在母子自立支援員・家庭相談員が配備され、相談内容も多様化、深刻化し、緊急対応を求められることもしばしばである。個々の事例にきめ細やかに対応するためにも相談員の増員および労働条件の改善を図ること。

来年 4 月から 5 年間継続して児童扶養手当を受給している母子世帯に対して、児童扶養手当が最大半分に削減される。就労や社会保障などの支援を受けてもなお、厳しい生活を余儀なくされている母子家庭の水準を引き下げるべきではない。

また、生活保護の母子加算の削減をすることは母子家庭の自立をさらに困難にするものである。加算の削減をやめ、一人親家庭に対する経済的支援を充実させること。

DV被害の根絶へ啓発を進めるとともに、関係機関との連携や民間シェルターへの支援を図るなど対策を充実すること。

⑤児童虐待や育児ノイローゼなどを解消する支援ネットワークの充実を

市内のマンションから子どもを投げ落とすなど深刻な事件が発生しているが、大津市でも子育ての孤立感などによるノイローゼや育児放棄・児童虐待などが深刻な問題になっている。子育ての苦労や不安を解消するために自主的な「子育てサークル」などの取り組みが広がっているが、場所の確保や指導者の確保などに苦労をしている状況も見られるが、このような市民の取り組みに対して、積極的に支援を行うべきである。

0歳から18歳までの成長期をトータルしてみることでできる子育て支援を視野に、子どもだけでなく、保護者も含めて児童相談所、保健所、子育て支援センターなどの関係機関とのネットワークを結び、子育てに対して適切なアドバイスや支援ができるシステムをつくること。

現在明日都浜大津に開設されている子育て支援センターを南部、北部にも開設すること。

(2) 子どもたちが安心できる地域の居場所づくりを

①児童館の計画的な充実、中高生の居場所づくりを

競争社会の中で子ども同士の関係が希薄になっている今、地域の中で自然を感じ、思い切り体を動かしたり、多くの経験をすることで豊かな心と体が育まれるよう、児童館を計画的に建設すること。

とりわけ、エンゼルプランで位置づけられた東部地域での児童館建設を具体化すること。

全国的に若者たちを中心にアクションスポーツ愛好者が増えてきている。大津市でもスケートパークなど中高生が利用できる活動の場を整備し、中高生が周囲に迷惑をかけずに、安心してのびのびと過ごせる居場所が保障できるよう、検討すべきである。

3. 子どもたちがのびのび育つ学校・地域づくりを

(1) 一人一人の子どもを大切にする憲法を生かす教育の推進を

①教育への不当な介入を許さず、民主主義を守る教育を

教育基本法やそれに続く教育三法の改悪など、国が教育目標を示し、地方教育行政の自主性が弱められるなどの統制が強められようとしているが、教育の原理、教育の基本はあくまでも現行の憲法にある。一人一人の人権と教育・研究の自由、思想・良心の自由を尊重した教育の推進が必要である。

また、沖縄県で問題になったように、間違った歴史観を持ち込む動きも引き続き執拗に行われており、日本を再び戦争する国にしようとするこのようなやり方を許さない世論を広げるために、教職員や父母、すべての市民が共同することが求められている。教育行政も、地方自治を踏みにじる不当な介入に屈すべきではない。

また、教職員や児童・生徒の内心の自由を踏みにじり、教育現場を国家統制の道具とする「日の丸・君が代」の押しつけも引き続き大きな問題になっている。大津市として、このような強制を行わないことを求める。

②全国いっせい学力テストへの不参加を

2007（平成 19）年 4 月に「全国いっせい学力テスト」を実施したが、当初文科省は「序列化につながる取り組みが必要」としていたが、実際は都道府県ごとの平均点を公表して順位競争をあおっている。今回の計画・実施では競争、統制など日々の授業がゆがんでしまうような深刻な事態が危惧されている。

結果からも抽出調査で十分であり、百害あって一利なしの「全国いっせい学力テスト」には、大津市として不参加を表明すべきである。

③いじめや不登校を克服していく教育の条理を生かした取り組みの支援を

いじめによる自殺が相次ぐなど、子どもたちを取り巻く状況はきわめて深刻になっている。極度の競争教育のもとで、子どもたちが大きなストレスを抱え、いじめという形で発散したり、不登校に陥るなど現在のゆがんだ社会や教育制度が、子どもたちを追いやっている。これに対して、管理教育のやり方で、「いじめてはだめ」「いじめたものは厳罰を」という形で上から押さえつけても、事態はいつそう悪化するばかりである。

一人一人の人権を大切にす民主的な道徳を育みながら、教師と子ども的人間的な信頼関係を形成しこれを通じて働きかけること、子どもたち自身がいじめを克服していく力を獲得していくことなど、教育の条理に沿った解決のための取り組みが何よりも大切にされなければならない。

そのためにも、補助指導教員の配置や少人数学級の推進、教師の多忙化の解消、カウンセラーやスーパーバイザーの配置など、教育現場が必要とする条件整備を行うべきである。

また、不登校児童の受け皿などの整備をいつそう進めていくこと。

④35 人以下学級の早期実現を

市内小・中学校の全学年で 35 人以下学級の早期実現を図るように、県に要望するとともに、大津市独自に子どもたちが健やかに育つための積極的な取り組みとして、全学年、全学級での少人数学級実現を目指し取り組みを検討すること。

県の制度として小学校 1、2、3 年生や中学校 1 年生へと 35 人学級が進められているが、教職員の増員や教室の不足を解消するなど条件整備を進めて、35 人学級の全学校での実現を図るとともに、少人数学級を拡大するために手だてを尽くすこと。

⑤競争教育を改め、どの子にも行き届いた教育を

2006（平成 18）年度入学から県教育委員会は高校通学区域を廃止した。大津の高校に県全域から希望者が集中し、大津の子どもたちが地元の高校へ行けなくなったり、学校の序列化・教育格差に拍車をかけることとなっている。

実際の子どもたちや中学校での教科指導・進路指導などへの影響を調査し、改善の課題を明らかにするとともに通学区の復活を県に働きかけること。

(2) 楽しく学校に通える教育環境・条件の整備を

①市内小・中学校校舎の計画的な耐震化を最優先に

市内小・中学校の体育館については、2006（平成 18）年度中に 1 校を残し耐震化が図られてきたところである。子どもたちの安全の確保のために、残す 1 校の体育館と併せて、市内小・中学校校舎につい

でも耐震化を急ぐべきである。

多額の費用を要することから工事に対する補助率を引き上げるよう国に求めるとともに年次改修計画を持つこと。

また、施設の老朽化に伴う雨漏りや破損などについては、定期的に調査を行い、修理を進めるため十分な予算を確保すること。

地震による倒壊の危険があるとして、庁舎移転新築が議論されているが、全市民の防災の拠点としての学校施設の耐震改修を行うことを最優先すべきである。

②学校の安全対策の充実を

全国でも子どもたちが被害に遭うという事件があとを断たず、登下校時の不審者の出現など、子どもたち・保護者の不安が広がっている。市内の各地域でボランティアやPTAなどの見守り活動も展開されているが、いっそうの安全対策が求められている。

学校警備員の配置を当面2小学校に1人に戻し、さらに各小学校への配置を目指すこと。

監視カメラの設置や通報体制の充実など、学校の安全対策を図ること。

通学路の安全対策のために、学校ごとの改善箇所を明らかにして、年次的に取り組みを進めること。

③計画的にマンモス校の解消の推進を

堅田や瀬田地域など人口急増に伴うマンモス校の解消は、大きな課題である。特別教室の共用やプール・グラウンド使用の過密化など子どもたちの教育条件においても大きな影響を及ぼしている。

今後開発により、さらに児童・生徒が増える見込みの地域もあり、子どもたちの教育条件の整備の観点から必要に応じ分離新設の計画を立てること。

とりわけ瀬田地域では児童・生徒の増加状況から学校の新設が必要である。地域住民や保護者の要望がまとまっている堅田小学校については、早期に分離新設の計画を立てるべきである。

④教育費保護者負担の軽減を図り、就学奨励費の充実を

所得格差が広がり、保護者の所得・生活水準により、子どもの教育水準に格差が生まれている。義務教育は無償の原則から、学級費・PTA会費などの保護者負担の軽減を図ること。

国の就学奨励費への負担が削減されてきているが、児童生徒の生活実態を踏まえて、どの子ども教育を受ける権利を保障されるよう市独自でも就学奨励費の充実を図ること。

当面存続とされた志賀中学校の給食に伴う、「就学奨励費」受給の生徒に対する学校給食費の支給を行うこと。

⑤通学補助の全額支給や通園バスの存続を

教育の機会均等の理念から、交通機関を利用しなければ通学できない小・中学校の児童生徒の通学費補助については、全額補助を行うこと。

また、旧志賀町域の幼稚園の通園バスは、欠かせない交通手段であり、今後も引き続き実施すること。

⑥学校図書館の充実を

子どもたちが気軽に身近に本と親しむ機会を増やすためにも、学校図書館の蔵書を抜本的に増やすこと。

各校に専任の学校司書を配置し、子どもたちの読書活動が有効に行われるように支援を強めたり、読書環境の整備を行うこと。

⑦中学校給食の実現へむけた取り組みを

全国の7割の自治体で中学校給食が実施されている。教育の一環としての学校給食の役割、子どもたちの食生活の改善に果たす学校給食の役割に鑑み、中学校給食を全市において実施する検討を行うこと。そのためにも旧志賀町域で行われている中学校給食を存続させること。

「食育基本法」の趣旨を生かし、食材供給は「地産地消」を奨励し、安全で豊かな学校給食へ自校式を視野に入れて改善と充実を図ること。

(3) 障害児教育の条件整備と充実を

①特別支援教育の充実を図ること

特別支援教育が2007（平成19）年4月から本格実施されたが、軽度発達障害を含め、どの子どもにも丁寧な教育ができるよう支援を行うこと。

今年度15名の特別支援員の配置が行われたが、全校で実施するためにも、必要な教職員を増員し待遇改善を図るとともに、教室の確保などの条件整備を行うこと。

②大津市南部に養護学校の建設をするよう県に要望すること

草津養護学校や北大津養護学校が満員状況にあり、子どもたちが長距離通学を余儀なくされている実情がある。

行き届いた教育を進めるためにも大津市南部への養護学校の新設を国・県に引き続き働きかけること。

(4) 市民文化の向上や、芸術活動の発展へ積極的な支援を

①図書館の計画的な増設と図書館活動の充実を

大津市では、かつて図書館協議会が市内8館構想を策定したが、県都大津として時代にふさわしい図書館の整備・建設計画の策定に取り組むこと。

特に、市内中北部、中南部、南部への設置計画を具体化すること。

大津市の図書館行政の現状は、図書購入費や蔵書数、貸し出し冊数などで比較しても県下最低の水準となっている。

市立図書館の利用促進を図るために書庫の増設、自転車・自動車駐車場の増設、蔵書の拡大に取り組むこと。

旧志賀町図書館の高い水準を生かし、大津市全体の図書館行政の向上を図ること。

また、図書・資料の充実、普及、啓発のために、図書司書職員の比率を高めること。

②市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること

近江大津京跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。

史跡は、歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある。保存状況を総点検し、適切な対策を行うとともに情報を市民にも提供し、共有して保存に努めること。

国・県の補助金の削減などにより、文化財などの維持・補修が困難になる事例も見受けられる。予算

確保への積極的な取り組みを行うこと。

③市民の文化・芸術活動の拠点公民館の整備・充実を

大津市内のすべての学区に整備されている公民館の中には、施設の老朽化が進んでいたり、トイレが男女共用になっているなど遅れた状況も残されている。

また、机・いすなどの備品や音響設備の不具合など、施設・備品の維持管理費を十分に確保すること。

④歴史博物館・市民会館・伝統芸能館など文化芸術施設の利用促進・企画の普及を

文化芸術や歴史に親しむことのできる施設が多数整備されてきたが、必ずしも利用状況が良いとは言えない。

たとえば金沢市では小学校から美術専任教師を配置したり、市民芸術村を中心として市民の文化芸術活動への支援が行われ、市内各所の文化芸術施設との連携を図る中で、市民文化の向上に大きな役割を發揮している事例もある。

大津市では、いくつかの文化・芸術施設を指定管理者に委託してきたが、専門的な職員配置などを進めながら、市民参加の運営、単に鑑賞するだけではなく、市民自身の芸術活動を創出する施設運営を検討すべきと考える。

4. 地域経済を支える地元業者の支援と再生を

(1) 雇用の創出・拡大の取り組みを本格的に進めること

①緊急地域雇用創出事業の実施を国に求め、市でも実施すること

景気が底を打ったと言われているが、雇用情勢は依然として厳しいものがある。

道路や公園清掃などをはじめとして、緊急雇用的な事業への国の財政支援を求めるとともに、大津市独自の取り組みを進めること。

②シルバー人材センターの事業拡大を

シルバー人材センターへの仕事の減少傾向が続いている。高齢者の生きがい、生活支援として果たしている役割の重要性から、公的にいっそうの支援策を講ずること。

(2) 地域経済の発展のために中小企業の振興を

①中小企業振興条例の制定と支援強化を

地域経済の主役となっている中小企業振興の理念と施策の柱を明らかにした中小企業振興条例を制定して、中小企業の実態調査をはじめ、経営に立ち入った技術指導や経営指導を行う体制を整えること。

②地元中小業者の受注機会の拡大を

地元中小零細業者に受注機会を増やす「小規模工事等契約希望者登録制度」を検討すること。

また、大津市発注の公共事業・物品購入について、下請けなどを使う場合は市内中小業者を選定するよう、請負業者に要請すること。

③小口簡易融資制度の充実と改善を図ること

据え置き期間の延長や、返済途中でも景気回復の見通しが立つまで返済猶予・期間の延長を図るなど

今日の経済情勢を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

また、融資の申し込み・調査は大津市が直接行うこと。

④住宅リフォーム制度の復活と充実を

住宅リフォーム助成制度を復活し、より使いやすいものにするため、年間通じて受付を行うとともに、一般リフォーム事業も対象とするなど条件を改善すること。

(3) 地域の公共財としての商店街の魅力ある発展を

①商店街空き店舗対策への支援強化を

商店街は、車で買い物に行けない高齢者や子どもたちの買い物の場として、必要不可欠な社会的資源である。

商店街の公共的な役割を生かすため、不足している業種を空き店舗に誘致するなどの支援策を住民参加で進めること。

②イオン等大型店出店に規制を

中心市街地活性化のためのまちづくり三法の見直しの意義を踏まえ、イオンモール出店など大型店にはその経営規模に見合った地域経済への責任が果たせるよう、地元商店街と共存できるような商業調整、交通や住環境の保全のための負担を求めるなど大型店舗規制の独自条例をつくるよう県に求めること。

また、大型店の出店、増床、営業時間延長などで影響を受けている商店街に対して、小売商業調整特別措置法に基づく調整の活用で可能な支援を行うこと。

③町屋保存や観光振興と結んだ振興策を

大津市内の商店街はそれぞれ、地域の特色を持った町並みを形成しているが、大津百町などの歴史的背景を持った商店街では、町屋を保存することで、町並み全体を博物館として観光客を受け入れたり、伝統工芸品などを普及する場として発展させるなど、住民のアイデアなどを生かした振興策への助成を検討すること。

(4) 安全・安心な食料を地域で生産するために

①品目横断的経営安定対策を中止し、すべての農家を支援の対象に

市内農家のほとんどが対象外となる農政改革関連法の品目横断的経営安定対策を中止するよう国に求め、やりたい人、続けたい人に担い手として支援すること。

②農産物輸入自由化にストップをかけ、食糧自給率の向上を

日豪をはじめとする EPA 路線を転換し、食糧主権に基づき国内生産を拡大し、食糧自給率の向上に努めるよう国に求めること。

③食料の安全確保対策の強化を

残留農薬、遺伝子組み換えなど、消費者の安心・安全な食を求める声が高まっている中で、アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、BSE 検査の助成の継続を国に求めること。

④農地課税の軽減を

農地に対する課税を軽減するために実態調査を行い、標準小作料を上回る固定資産税を減額するなどの規定を整備すること。

また、地域特産物の振興策を充実させるとともに、市民農園・体験農園等の拡大、直売・交流施設の整備などを図ること。

⑤地域の特性を生かした農地整備を

棚田などの景観を保全し、中山間農地の荒廃を防ぐため、ほ場整備などの大規模事業によらない「田直し事業」を市独自で取り組むなど、農村風景や環境保全などに配慮した事業とすること。

5. ゴミ減量を進め、自然環境の保全を

(1) リサイクル対策の推進で、抜本的なゴミ減量へ

①大型ゴミの有料化を中止し、リサイクル・個別収集へ改善を

市民生活を圧迫し、家庭ゴミ全般の有料化に道を開く大型ゴミの有料化は撤回すること。

また、大型ゴミの戸別収集に関して、再資源化に役立つトラック収集や、ストックヤードの整備などを検討すること。

②本格的なゴミ減量の目標を立てて推進する

従来型の焼却中心のゴミ処理から本格的なゴミ減量・リサイクルへとゴミ半減目標を立てて取り組むこと。

そのためにも、拡大生産者責任の徹底を国に求め、大量廃棄・大量焼却を前提とした新たな焼却施設の建設を見直し、環境や安全に配慮したものとすること。

③家庭系ゴミの有料化中止を

新行革プランでは、家庭系ゴミの有料化を打ち出しているが、市民生活の中から必然的に出されるゴミ処理は、税負担で処理されるべきものであり、有料化は税金の2重取りとも言うべきものである。

ゴミ減量を進めるためにも、拡大生産者責任を徹底するよう国に求め、業界などの責任でリサイクルの推進を図るべきである。

(2) 産業廃棄物処理に関わる諸問題について

①産業廃棄物不法投棄対策について

中核市移行に伴い、産業廃棄物に関する業務が県から移譲されることとなる。産廃問題解決には排出事業者の責任強化が不可欠である。

特に和迹中地先の産廃不法投棄や下々谷での産廃埋め込みなどその撤去を指導すること。

また、市内各地のゴミの不法投棄防止のためのパトロールの強化、摘発の強化を図るとともに、残土投棄などへの実効性のある取り組みのために、旧志賀町域で行っている「大津市土砂等による土地の埋め立て等の規則に関する条例」による規制を、大津市でも行うこと。

②大津市産業廃棄物処理公社の運営について

参拝後者の運営については、産廃への公的関与という点から、産廃の安全な処分、中小業者の産廃処

分が安定的に保障されるなどのメリットはあるが、一方で大津市の財政的負担も大きい。排出者負担で独立採算が保障できる事業へと見直しを進めること。

③県南部広域処理システムの中止・見直しを

旧志賀町栗原地先の産廃大型処分場は、きっぱりと中止して、地域の要望に基づく「自然公園」などとして活用するよう県に求めること。

(3) びわ湖と環境保全のための効果的な規制・誘導策を

①アジェンダ 21 など地球温暖化防止のための対策を強力に進める

温暖化ガス排出目標達成のためのチェックを企業・住民参加で行うようにすること。

自然エネルギーの利用促進についての計画を立て、指針を設けて、補助・支援すること。

②琵琶湖の水質改善のために

ノンポイント汚染など、琵琶湖の富栄養化の大きな要素となっている森林の荒廃を防ぐために、間伐材の積極活用や木質バイオマスの利用、河川の自然護岸の回復など、必要な指針を設けて取り組みを進めること。

企業などの事業系排水については、環境負荷物質の総量規制を行うこと。

6. 安心して住み続けられるまちづくりを

(1) 安心して暮らせる都市基盤の整備を

①住居の安全確保へ建築確認制度の改善を

耐震偽装など建築確認の欠陥が大きな問題となっているが、この問題は、アメリカの対日年次改革要望として持ち出された耐震仕様設計制度から耐震性能設計制度への転換とこれに合わせて建築確認制度を特定行政庁から民間確認機構へと規制緩和したことによる。マンションなどの耐震偽装問題を受けて、建築確認の内容を専門家がチェックすることとされているが、そもそもこのような仕組みに問題があると言わなければならない。

建築物の耐震基準を抜本的に引き上げること。

民間の建築確認機構は非営利団体とし、自治体の委託によって確認検査を行うようにすること。

自治体でこれらを指導・監督できる人材の確保・養成をできるよう、制度の抜本的な改善を国に求めるべきである。

また、もうけ本位の民間まかせの住宅政策を改善し、住まいは人権の立場で、チェック体制を確立するとともに、住宅購入者の生活を守るために「瑕疵保証責任」制度の充実を図るべきである。

相談窓口を設けるなど、自治体として可能な支援体制をつくること。

②どの地域でも暮らしつづけられるよう公共交通の充実を

高齢化社会の進行に伴って、公共交通機関網の整備が重要な課題になっている。

市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするために、条件整備や利用に支援を行うとともに、バス路線の計画的な整備を進め、必要な路線には助成を行うよう検討すること。

また、主要な団地や駅・病院などを巡回するバス路線の開発を住民・事業者と協力して行政としても進めること。

自転車通行帯の整備・駐輪場の整備など環境に優しい交通手段の利用促進策を図ること。

不足している大津駅・石山駅などの駐輪場の整備を促進するとともに、用地は JR 等鉄道事業者にその負担を求めること。

③道路、鉄道などのバリアフリー化を

新たなバリアフリー法が制定され、公共施設などへのエレベーターの設置などが義務づけられた。

これまで JR 駅へのエレベーターの着実な設置を進めてきたが、従来湖西線で対象外とされ、未設置のまま残されている旧志賀町域の JR 駅については、年次的に設置できるよう取り組みを進めること。また、これに対する国や県の補助が行われるよう働きかけること。

膳所駅については、橋上駅などの検討も含めて、引き続きバリアフリー化の検討・促進を図ること。

④住宅耐震診断・改修への支援強化を

琵琶湖西岸断層帯の地震予測や被害想定が発表され、市民の中での耐震改修等への関心が高まっているが、無料診断員の派遣など耐震診断については、不十分ながら前進してきているが、耐震改修については毎年数件の補助利用にとどまっている。

建築士会や関係団体とも競技を進め、耐震補強に重点を置いた事業推進について検討を進めること。

⑤生活道路の整備・公共事業のあり方の見直しを

大津市独自の生活道路整備基準を持って、幹線道路整備は緊急度の高いものに絞り込み、街並み側溝事業などのような生活道路の改修は予算を増額すること。

旧志賀町で行われていた私道での生活道路の陥没等について、砂利などの現物支給を引き続いて行うこと。

⑥広域交通を担う幹線道路の整備・改善を

市内の幹線道路の整備について、国や県に要望すること。

特に、浜大津港口交差点の改良、国道 1 号線の改良、近江大橋・琵琶湖大橋の無料化や途中トンネルの無料化を促進すること。

⑦淀川水系の事業見直しと当面の対策について

大戸川ダムなどムダな公共事業は中止し、森林の保水力を高めることや河川堤防の補強など、環境保全の立場で河川整備事業の見直しを求めること

大津放水路事業の効果の再検討を行うこと。

計画の対象地域での市街地河川の改修を、早急に進めること。

特に、国の補助基準に載らない小規模改修を柔軟に進めること。

⑧下水道事業の安定的な運営を

下水道の企業会計への移行に際しては、市民負担が増大しないよう配慮すること。

合流式改善、処理場の改修などの整備については市民に十分説明し、必要性と財政の両面から厳密に検討し過大にならないよう、不要不急の投資を抑制すること。

下水道汚泥のリサイクルを進め、コンポスト化や消化ガス発電など資源の有効活用、省力化の実施に

向けた検討をすること。

(2) 歴史と景観を保全し、市民が主役の住みよいまちづくりを

①景観保全のために、全市街地に高さ規制の実施を

景観形成条例に基づく各地域の計画づくりにおいては、景観保全を基本として取り組むとともに、商業地域も含む市街地全域に景観保全のための高度地区の指定を具体化して、乱開発を防ぐこと。

特に、湖岸周辺へのマンション建設が目立ってきているが、50年後、100年後を見通して、規制に踏み切るべきである。

②住民が主人公のまちづくり条例を

まちづくりを住民が主役で進めるために、自治会などを単位とする住民団体がその地域のまちづくりの基本計画を定めた場合、これを市や事業者が尊重することを義務づける住民本位の「まちづくり条例」の制定を行うこと。

③区画整理や再開発の住民本位の見直しを

雄琴駅土地区画整理事業の教訓を踏まえ、当面堅田駅西口土地区画整理事業については事業を凍結し、必要最小限の道路整備などについて事業化を検討すること。

また、大津駅西口と地区核整理事業やそれに伴う再開発事業についても、安易に大津市が補填をしたり、床の買い取りをするなど負担を増やすことのないよう、慎重な対応を行うこと。

④住みよいまち営住宅の建設促進を

穴太団地・石山団地の建て替えを促進すること。また、市営住宅の改善として階段式住宅へのエレベーター設置、風呂のない住宅への風呂の設置、駐車場の整備を進めること。

中心市街地での市営住宅の建設を進めること。また、高齢者や若い世帯などの民間賃貸住宅への家賃補助を行うこと。

高橋川の市営住宅については、居住者の意向を尊重した管理運営を行うこと。

(3) 公営企業の良さを生かした水道・ガス事業の展開を

①安価でおいしい水の供給を継続するために

水道事業にかかる高金利の企業債の借り換えができるよう、引きつづき国に求めること。

また、第8次拡張事業の推進については、水需要の動向を踏まえて見直しを行うこと。

②ガス料金安定の企業努力を

今年度ガス料金の引き下げが行われたが、原価連動性のもとで、自動的に値上げが行われてきたものが還元されたとも言える。市民生活を守るガス事業を進めるため、料金の改定については、議会の議決とすべきである。

また、黒字分は速やかに住民に還元して値下げを行うこと。

7. 大津市らしさを生かした住民本位の市政へ

(1) 住民の声が通る明るい市政を

①憲法を生かし、平和守る市政へ

政権与党の自民・公明も、野党の民主党も憲法改訂を掲げ、とりわけ憲法9条の改訂を行って、海外で戦争できる国を目指している。すでに、戦争を行った場合の国民動員のための有事法制、国民保護法とそれに基づく国民保護計画が策定された。国民保護法とは名ばかりで、いったん戦争が起これば、軍事行動が最優先され、国民の生命・財産などの保護は後回しにされることは、歴史の教訓からも明らかであり、絶対に戦争を起こさせない努力こそ求められている。

法の枠組みはできたとはいえ、憲法の理念や条文を生かした自治体としての対応を行うよう求めるものである。

具体的には、国の憲法改悪の動きに反対すること。

戦争法である有事法制と国民保護計画の発動に反対すること。

大津市として市民にこの訓練への参加を強制しないこと。

最近、かつての戦争を合理化する議論や教科書の記述の削除などが大きな問題となっているが、平和のための戦争展など、かつての戦争の悲惨さを伝えるとともに、加害の歴史についても伝えていくこと。

また、核兵器の廃絶のための取り組みが引き続き重要な問題となっているが、ふるさと都市恒久平和都市宣言をした大津市として、核兵器の廃絶・不使用や非核三原則の堅持などを広める平和行政を強めること。

②男女差別の解消と男女共同参画条例の制定を

女性差別撤廃条約の批准が行われて20年あまりたつが、この間5回にわたって政府報告が国連女性の権利委員会に行われてきた。2003年に行われた審査では、男女共同参画基本法や計画の推進などが評価されはしたものの、固定的性役割が解消されていないことや間接的差別撤廃のための啓発を強めることなどが指摘されている。

この間の国内での取り組みは遅々として進まず、男女の賃金格差は正社員でも65%、パートを含めれば5割、女性の管理職の比率はいまだ1割など、差別解消に向けた取り組みのいっそうの強化が求められている。

同時に、新しい歴史教科書を作る会などに代表される「靖国派」などが、憲法24条に基づく両性の平等、女性差別の撤廃を社会の目標にすることそのものを敵視し、自治体の男女共同参画計画や事業を後退させようとする、いわゆるバックラッシュも指摘されている。

大津市では、条例制定に向けての取り組みを強めるとともに、女性幹部の登用や男女平等の実質的な推進のための啓発活動、女性団体への支援強化、女性センターの充実など取り組みの前進を求めるものである。

③中核市への移行を市民サービス向上の契機に

大津市では、2009年からの中核市への移行を予定している。中核市では保健所の諸事業を行うほか、産業廃棄物の許認可や規制などを行うこととなる。

中核市移行に伴って、たとえば、精神障害者の支援活動など保健衛生行政と福祉行政との連携が強化され、市民福祉の向上に寄与できるよう、検討を進めること。

また、市内70カ所に及ぶ産業廃棄物の不法投棄などをこれ以上増やさないように、監視体制を強めるとともに、先進都市で、産業廃棄物の内容から排出企業を特定し、排出者責任を明らかにして、不法

投棄の是正をさせるなど、これまで以上に環境保全の取り組みが前進するように、必要な予算の確保や専門家の配置など、検討を行うこと。

中核市としてこのような施策の充実が図れるように、必要な財源の確保を国に求めること。

④清潔で公正・公平な市政の推進を

行政から独立した監査、勧告などができるオンブズマン制度や外部監査制度などを導入し、市民本位の市政を推進すること。

入札の公正を確保するための「受注希望型指名競争入札」制度について、検証を行うとともに、低入札価格調査制度などの導入についても検討すること。

旧志賀町の衛生センター談合事件については、公正取引委員会の排除命令や賠償金の支払いなどが行われたところであるが、実際の被害額の算定やそれに基づく損害賠償についても請求すべきである。

伊香立サイエンスパークでの都市再生機構立て替え施工のサッカーグラウンドについては、竣工から1年以上も使用できなかった損害が発生しているところであり、他の事業者などと同様に、ペナルティーを課すことや損害賠償を求めること。

場合によっては、事業者の変更なども視野に入れて対応すべきである。

(2) 市民本位の行財政への見直しを

①市民本位の行財政・仕事に見直して、働きがいのもてる市役所を

勤労者の賃金の低下と相まって、庶民増税が行われたり、行政改革による公共料金の値上げ、公的保険制度の保険料や利用料の引き上げなど、国の財政のしわ寄せを市民と職員に強いるやり方が市民生活を圧迫している。

一方、市の公共事業は、浜大津駅や大津駅の市街地再開発の行きづまり、雄琴駅土地整理事業などのような大幅な赤字、大津駅前整備などのように、市民から「不便になった」などの声が出されるようなムダや非効率が指摘されてきた。

これらを見直して、市民本位の行財政に改める改革こそ求められている。

また、市民奉仕の行政機構を築いていく上でも、職員の能力主義評価賃金の見直し、長時間・過密労働の見直しとメンタルヘルスへの取り組みを強める必要がある。市民サービスへの公的責任を果たしつつ、質の確保を図るためにも、安易な民間委託やリストラをやめ、消防防災や介護・保育など必要な分野への職員配置を適切に行うべきである。

市民サービスの質を守るためにも、これに携わる労働者の労働条件を確保するために、公契約条例の制定を行うべきである。

②庶民大增税に反対し、公正・公平な税制確立のために

定率減税の廃止・各種控除の廃止縮小など市民生活圧迫の庶民大增税ではなく、税収の低下している高額所得者の税率の回復や法人税率を元に戻すなど、公正な税体系確立を国に求めること。

公共事業に協力しての住宅の移転建設や、退職で所得が著しく低下した世帯など特殊な事情に対応して、固定資産税の減免・猶予などを行うこと。

③庁舎の移転新築ではなく、免震改修で節約を

庁舎の耐震化については、目片市長が合併特例債を使っての移転新築を打ち出して以来、その是非をめぐって議論が行われてきたが、共産党市議団は免震工法などを使っての耐震改修計画の見直しを一貫して提案してきた。

日本社会全体が大量の廃棄物を出す新築ではなく、今ある建築物・構造物を補強しながら長持ちさせて使っていくという方向に変わってきているもとの、このような手法を駆使して、庁舎の耐震化を図るべきである。

④指定管理者制度と公共性の確保について

市の業務を指定管理や民間委託する場合には、できるだけ公共的な団体を指定すること。

また、市民の安全などを確保するための施策については、市として責任を持って確保するよう研修・管理の徹底・チェック体制の確保を図ること。

行政が市民の利益を守る施設運営を担保できるように、人権保障などを担う福祉施設などについては原則直営とすること。

また、住民の声が反映できるように住民参加の運営協議会を設置すること。

指定管理者の指定にあたっては、公平・公正が確保されるように市幹部や議員などの利害関係者の指定は行わないこと。

⑤市民本位の真の国際交流の進展を

議会や市幹部による姉妹・友好都市との交流が頻繁に行われているが、特権的な海外旅行をやめ、廃止された中学生の交流の再開など、市民的なレベルでの国際交流を検討するべきである。

かつての戦争を正当化する潮流が台頭してきているが、侵略戦争への反省にたった正しい歴史認識を広げ、共有する努力を進めながら、真の国際交流、平和的な市民交流を発展させること。

(3) 市民生活の安全を守る消防・防災体制の整備を

①災害時の住民の安全誘導と避難所生活を支えるために

市内普通河川についても、河川ごとのハザードマップを作成し、住民への情報提供を行い、非常時の連絡方法、避難誘導方法などの計画を策定すること。

洪水時・地震時の避難所の整備を進め、学校など避難所での仮設トイレの備蓄や障害者用トイレの整備などを進めること。

福祉避難所となっている児童クラブなどのバリアフリー化、障害者用トイレの整備などを、この面からも進めること。

直下型地震に備えて、各地域住民との連絡用機器の整備を図るとともに、個人住宅再建への国の財政支援を行うよう、被災者生活再建支援法の改正を求めること。

同報系無線の整備については、自治体としての負担が過大にならないように、適切な国・県の負担を求めること。

②消防力の抜本的な強化を図ること

災害対応の強化・充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員を図ること。

とりわけ、消防職員の健康管理のためにも、有給休暇などがしっかりと取れるように、職員配置にゆとりを持たせるなど検討すること。

消防団の設備の充実に努めること。

自主防災組織、自治会等の防災用機材の補助を充実させること。

学区ごとの機材配備の目途を立てて、単位自治会ごとの自主防災組織への補助実施を検討すること。

(4) 市民サービス向上へ支所・相談活動の充実を

①市民相談活動の充実を

市民の要望が強い「女性の悩み相談」、「法律相談」のいっそうの拡充を行うこと。

消費者センターの体制の充実を図るとともに、公共料金や税金の滞納が、多重債務が原因であることが多いので、関係各課との連携に努め、多重債務者の債務整理などについて支援を行うこと。

②安くて良質の葬儀事業の継続・充実を

良質で安価な葬儀を望む市民の要望に応えるために、市営葬儀のいっそうのサービス向上を図ること。大津聖苑に続いて志賀聖苑でも、市営の葬儀会館の整備を図り、事業の充実を図ること。

③支所機能の充実を

旧志賀町役場を、本庁機能を備えた「分庁舎」として、大津の北部の拠点として活用を図ること。

市税の相談に関することは、2007(平成19)年度限りとなっているが、以後も行えるようにすること。

障害者福祉、高齢者福祉、介護保険の相談に関すること、農業委員会にかかる申請または届出に関することなどは、引き続いて行われるように取り計らうこと。

児童クラブ、保育所、幼稚園等、年度途中の申請は本庁まで行かなければならないが、小さい子どもを抱えての申請は困難であり、大津市全域で支所で受付等を行うこと。

造園業者の剪定枝など、クリーンセンターへの持ち込みについても支所で許可を行うこと。